

調達価格等算定委員会 運営規程（改訂案）

平成 24 年 3 月 6 日 第 1 回調達価格等算定委員会
令和 4 年 10 月 12 日 第 77 回調達価格等算定委員会（改訂）

（趣旨）

第 1 条 調達価格等算定委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、~~電気事業者による~~再生可能エネルギー電気の調達利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）及び調達価格等算定委員会令（平成 23 年政令第 337 号）に定めるもののほか、この運営規程の定めるところによる。

（委員の欠席）

第 2 条 委員会を欠席する委員は、代理人を委員会に出席させることはできない。
2 委員会を欠席する委員は、委員長を通じて、当該会議に附議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（委員会の公開の方法）

第 3 条 委員会の公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

（運営規程の改正）

第 4 条 委員長は、この運営規程を改正しようとするときは、委員会に諮らなければならない。

（雑則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。